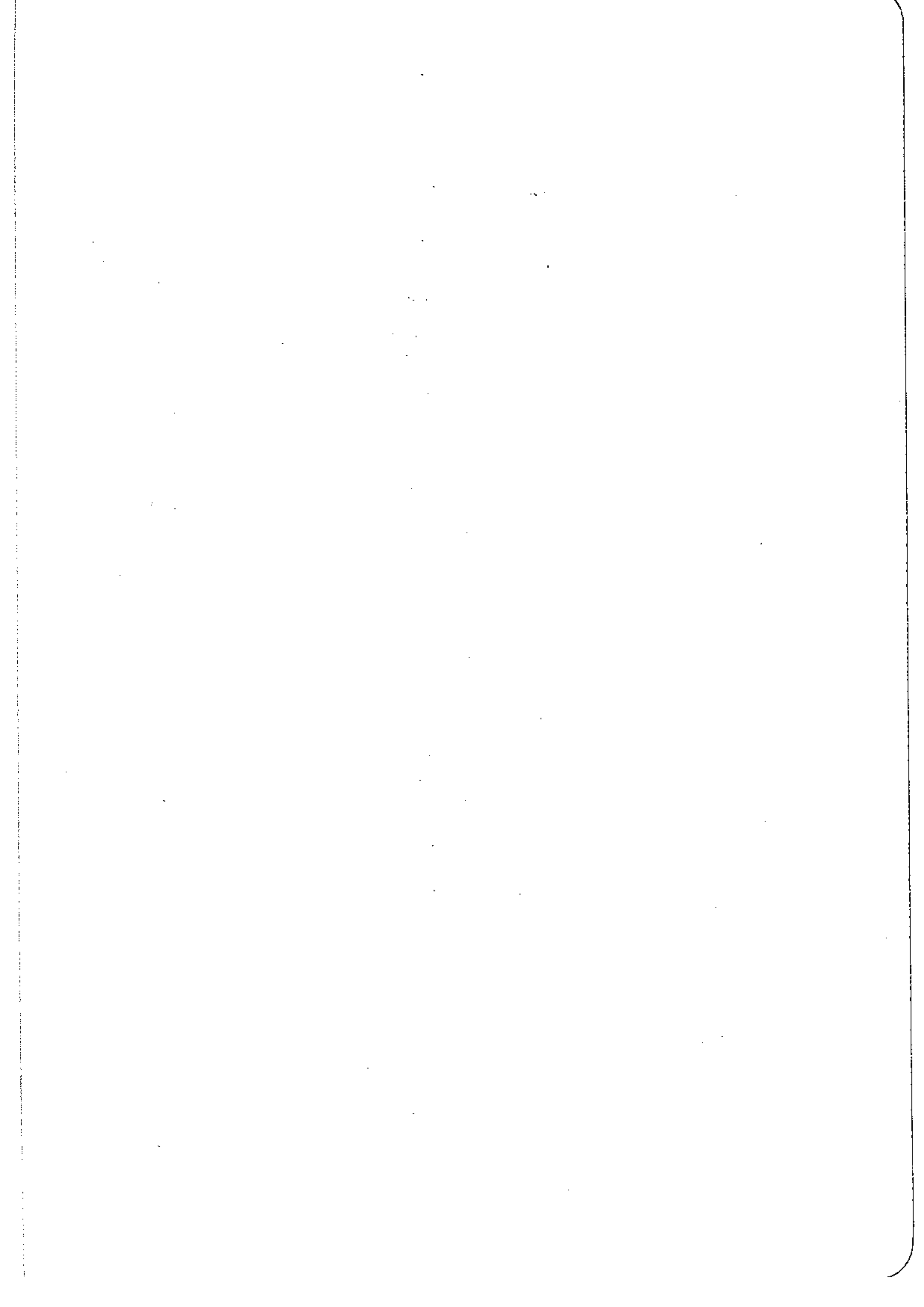


エ・ラゲ訳

イエズス・  
キリストの

# 新約聖書

中央出版社



## 凡例

- (1) 聖書の原文は、日本古代の文章と同様、句読点のない一編の文章であるが、便宜上、従来句読点をほどこし、かつ章と節に分けてきた。しかし、これだけではなお不十分なため、意義上から文章を編と項と款かんとに分けて、それぞれ表題を付し、また事がらが異なるに従って行を改め小題を付した。この小題は近代の最も有名な聖書学者の説によったとはいふものの、結局は個人的方案にすぎない。
- (2) 本文に\*印を付した言葉は辞解において解釈したから読者の参考を望む。
- (3) 聖書中の相類するところを対照するのに便利なように、書名と章節を示した。・の前の数字は章を示し、・の次の数字は節を示し、なは乃至の略字として用いた。
- (4) 本文中の文字の横に小さな数字で1、2、3などと付したのは、各章の最後に記した註の合い印である。
- (5) 「」内の言葉は原文にはないが、意味を明瞭にするため、やむを得ず加えたものである。
- (6) ( )内の言葉は、ラテン語にはあるが、ギリシア文にはない言葉である。
- (7) 聖書中にある度量衡、季節、時間、貨幣、官名等、固有の名は従来日本に規定されたものに換算して記してあるが、註においてもいちいちこれを註解した。
- (8) 一九六〇年度版では、中央出版社編集部により本文は従来のまま文語体とし、かなづかい、漢字、字体などを新しく改訂したものである。なお序言、註などは、この際すべて口語に直した。

## 序

新約聖書のこと 新約とは、人に対して真の神が、かつてモイゼを通じてなし給うた契約に代わり、イエズス・キリストを通して新たになし給うた約束のことである。これによって、イエズス・キリストまでの時代を旧約時代と言い、イエズス以後の時代を新約時代と言う。

聖書とは、神の教えおよび約束を載せるために神感によってしたためられた書物のことで、旧約聖書が四十六部、新約聖書が二十七部ある。この新約聖書は歴史、教訓、予言の三部に大別される。すなわち四福音書と使徒行録からなる歴史部、使徒たちの二十一の書簡からなる教訓部、黙示録の予言部とがそれである。各聖書の原文はマテオ福音書（アラマイ語）を除きギリシア語をもつてしたためられたものと思われる。

聖福音書のこと 「福音」の原語は「良い告げ」、「喜ばしい音信<sup>おとずれ</sup>」の意味で、幸いな音信、すなわち人類最大の幸福である罪の贖いの告げを言う。また特にイエズス・キリストの教えを言い、イエズス・キリストの言行を載せた書物、いわゆる福音書をさすに至った。もちろん福音の名称で書かれた書物が他にないわけではなく、公教会が神感によるものと認定したものは四部で、これを四福音、または四福音書と言う。すなわちマテオ、マルコ、ルカ、ヨハネの福音書がそれぞれある。この四人の記者は、気質、身分、才知などはそれぞれ異なっているが、その文章はどれも文飾がなく淡泊で、同一の調子、同一の信仰と愛とをもつて、ありのままに事がらを述べ、不思議

議さを極めたことさえ不思議とせず、これを自然のこのように語っている。またイエズスがほめられ給うても、そしられ給うても、崇められ給うても、恥辱に飽かされ給うても、その様子を同一にかかげ、自分からは何もこれについて批評せずに、ただ事実の正直な証人として留まり、四書とも同一の福音であることを証明している。それゆえ心ある人なら一読してそのことを感じないではいられないだろう。四福音書のほかに書かれた福音書は、絶対的に全部誤っているとは言えないが、神感によるものとは言えないから、これを偽福音書と言う。四福音書のうち、マテオ、マルコ、ルカの三福音書は相似した所が非常に多いので、早くから共観的に対照されたため、これを共観福音書と言う。なお各書の特色は、その序言で述べることにする。

**使徒書簡** 聖書として保存された使徒の書簡の数は二十一書で、使徒全部が作者ではない。十二使徒中、ペトロの書が二つ、ヤコボが一つ、ヨハネが三つ、ユダが一つで、特別に使徒と呼ばれたパウロの十四書から成り立っている。どの書も福音の教えを信者生活の種々の場合に適用したもので、キリスト教の趣意しゆいおよび実行の要を悟るのに必須ひつとなものであるばかりでなく、その説くことは興味深く、また実際的であるから、これを用いることによって初代以来代々に紛起した異端説を打破するために非常に役立つのである。とはいうものの、各書はそれぞれ別の目的をもっており、時と場合に依じて当面の事がらを論じたものであって、もちろん教理全体をつくしたものでないから、読者は当然これらを総合融通して、あちこちと相補う心がまえが必要である。なお各書の特色は、その序言で述べることにする。

## 目次

凡例	……………	(一)
序	……………	(二)
マテオ聖福音書		
第一編 キリストの私生活	……………	一
第一項 キリスト人性の系図	……………	三
第二項 ヨゼフとマリアとの婚姻およびキリストの誕生	……………	四
第三項 博士たちの参拝	……………	五
第四項 聖家族エジプトへ避難す	……………	六
第五項 エジプトよりの帰国	……………	七
第二編 キリストの公生活	……………	八
第一項 キリスト宣教の予備	……………	八
第一款 洗者ヨハネの先駆	……………	八
第二款 キリスト自身の予備	……………	九
第二項 イエズスのキリストたることを証明すべき事実および談話	……………	一〇
第一款 イエズス宣教の初め	……………	一〇
第二款 山上の説教	……………	一三
第三款 ガリレアにおける種々の奇跡	……………	一〇
第四款 イエズスおよび使徒たちのガリレア宣教	……………	一五
第五款 イエズスおよび洗者ヨハネ	……………	一六
第六款 不信仰の報いと信仰の報い	……………	一八
第三項 イエズスに敵するもの起こる	……………	三三
第一款 イエズスとファリサイ人	……………	三三
第二款 天国のたとえ	……………	三五
第三款 諸所への旅行、ファリサイ人の憎みや増す	……………	三六
第四款 ガリレアにおけるイエズスの宣教の盛時	……………	四〇
第四項 イエズス、エルザレムへの最後の旅行	……………	五一
第三編 イエズスの最後の週間	……………	五七
第一項 イエズス、エルザレムに歓迎せられ給う	……………	五七
第二項 エルザレムにおけるイエズスの所業	……………	六六
第三項 イエズス、エルザレムの滅亡等を予言し給う	……………	六六
第四項 敵らイエズスの死刑を計る	……………	七三
第五項 最終の晩さん	……………	七三
第六項 ゲツセマニにおけるイエズス	……………	七五
第七項 イエズス捕えられ給う	……………	七六
第八項 イエズス、カイファの家に引かれ給う	……………	七七
第九項 イエズス、ピラトの前に出廷し給う	……………	七八
第十項 十字架上の犠牲	……………	八〇
第四編 キリストのご復活	……………	八三
マルコ聖福音書		
序	……………	八五
第一編 キリストの公生活	……………	八七
第一項 キリストの先駆者	……………	八七
第二項 キリストの宣教の初め	……………	八八

第三項	人々イエズスに反抗し始む……………	一〇六
第四項	使徒の選定より第一の派遣までの事実……………	一〇七
第五項	イエズス、ガリラヤを巡り給う……………	一〇三
第六項	イエズス弟子たちに、おのが受難を予期せしめ 給う……………	一〇九
第七項	イエズス、ペレア地方に留まり、ついにエルザ レムにおもむき給う……………	一一四
<b>第二編</b>	<b>イエズスの最後の週間</b> ……………	一一八
第一項	イエズス、エルザレムにて歓迎せられ給う……………	一一八
第二項	イエズス、審判権を示し給う……………	一二九
第三項	エルザレムの滅亡などの予言……………	一三五
第四項	イエズスの受難の予備……………	一三七
第五項	イエズスのご受難……………	一三〇
<b>第三編</b>	<b>イエズスのご復活およびご昇天</b> ……………	一三六
	<b>ルカ聖福音書</b>	
序言……………	……………	一三九
緒言……………	……………	一四一
<b>第一編</b>	<b>キリストの幼年および私生活</b> ……………	一四二
第一項	キリスト降誕の予備……………	一四二
第一款	洗者ヨハネ誕生の次第……………	一四二
第二款	マリア、天使の告げをこうむる……………	一四三
第三款	マリア、エリザベトを訪問す……………	一四四
第二項	イエズス・キリストのご降誕……………	一四六
第三項	キリストの幼年……………	一四六
<b>第二編</b>	<b>キリストの公生活</b> ……………	一五〇
第一項	キリスト布教の予備……………	一五〇
第一款	洗者ヨハネの先駆……………	一五〇
第二款	イエズス自身の予備……………	一五三
第二項	イエズス、ガリラヤに布教し給う……………	一五三
第一款	十二使徒選定以前の事実……………	一五三
第二款	十二使徒選定後の事実……………	一五五
<b>第三編</b>	<b>イエズス、エルザレムへの最後の旅行</b> ……………	一六二
第一項	旅行の初めの事実……………	一六二
第二項	旅行中の他の事実……………	一六〇
第三項	旅行の終わり……………	一六九
<b>第四編</b>	<b>イエズスのご受難およびご復活</b> ……………	一七〇
第一項	最後の一週間の初め……………	一七〇
第一款	エルザレムにて歓迎せられ給う……………	一七〇
第二款	イエズスとその敵……………	一七〇
第三款	種々の予言……………	一七一
第二項	イエズスのご受難、ご死去、および葬り……………	一七四
第一款	敵らイエズスの死刑を計る……………	一七四
第二款	最終の晩さん……………	一七四
第三款	ゲッセマニにおけるイエズス……………	一七七
第四款	イエズス捕えられ給う……………	一七七
第五款	イエズス、ピラトの前に出廷し給う……………	一七九
第六款	十字架上の犠牲……………	一八一

第三項	イエズスのご復活……………	三三
	ヨハネ聖福音書	
序言	……………	三六
序文	託身のみ言葉……………	三〇
第一編	イエズス言行をもつてその神性および 派遣を証し給う……………	三三
第一項	最初の証明および行為……………	三三
第一款	洗者ヨハネ、イエズスを証明す……………	三三
第二款	イエズス、自らを証明し給う……………	三三
第二項	各地における布教……………	三五
第一款	イエズス、過ぎ越しの祭にのほり給う……………	三五
第二款	イエズス、ユデアに留まり給う……………	三六
第三款	イエズス、サマリアをよぎり給う……………	三九
第四款	イエズス、ガリラアに至り給う……………	四二
第三項	イエズスに対する恨み現わる……………	四三
第一款	イエズス、祭日にのほり給う……………	四三
第二款	イエズス、ガリラアにて信仰の激変を起こさ せ給う……………	四六
第四項	イエズスとユデア人との衝突ますますはなはだ し……………	四五
第一款	イエズス、幕屋の祭に行き給う……………	三五
第二款	生まれながらのめい、いやさる……………	三〇
第三款	良き牧者……………	二六
第四款	イエズス、奉殿記念祭にのほり給う……………	二六
第五項	衝突その極に達す……………	二六
第一款	ラザルの復活……………	二六
第二款	イエズスの聖役終わらんとす……………	二七〇
第二編	主イエズス、ご受難ご死去ご復活等を もつておのが派遣と神性とを証し給う……………	二七〇
第一項	イエズス、おのれに関する証言を全うし給う……………	二七〇
第一款	過ぎ越しの晩さん……………	二七〇
第二款	食堂における談話……………	二七六
第三款	ゲッセマニに行く途中の談話……………	二七九
第四款	イエズスの司祭的祈禱……………	二八四
第二項	イエズスのご死去およびご復活……………	二八六
第一款	イエズスのご受難……………	二八六
第二款	イエズスのご復活および出現……………	二九四
	使徒行録	
序言	……………	三〇一
第一編	聖ペトロの事跡……………	三〇三
第一項	エルザレムにおける聖会の開始……………	三〇三
第一款	キリスト伝と聖会史との間の事から……………	三〇三
第一	キリストのご昇天……………	三〇三
第二	使徒たちユダの後任者を選ぶ……………	三〇四
第二款	聖霊降臨によりてエルザレムにおける聖会、創 立せらる……………	三〇六



第一 聖靈降臨……………三〇六

第二 ペトロの説教……………三〇七

第三 その説教の結果……………三〇八

第三款 聖会の発展……………三〇九

第一 ペトロ、生まれつきの足なえを全癒せしむ……………三〇九

第二 ペトロ、神殿にて談話す……………三二〇

第三 ペトロおよびヨハネ、衆議所においてキリストを証す……………三二二

第四款 神、聖会を保護し給う……………三二四

第一 初代信者の徳……………三二四

第二 アナニアとサフィラとの事件……………三二五

第三 使徒たち奇跡を行ないて信者の数増加す……………三二六

第四 迫害起こりて使徒たちますます奮発す……………三二六

第五款 聖ステファノの殉教……………三二八

第一 執事の選挙……………三二八

第二 ステファノ衆議所に引かる……………三二九

第三 ステファノの説教……………三三〇

第四 ステファノの最期……………三三四

第五 激しき迫害起こる……………三三五

第二項 教会、異邦人のうちに広まらんとす……………三三五

第一款 サマリア人およびエチオピアの闇者に及ぼせる感化……………三三五

第一 フィリッポのサマリアにおける布教の功績……………三三五

第二 サマリアにおけるペトロおよびヨハネの聖役……………三三六

第三 エチオピアの闇者の感化……………三三七

第二款 サウロ、異邦人にキリストを知らしむるために選まる……………三三八

第一 サウロの不思議なる改心およびサウロの布教……………三三八

第三款 百夫長コルネリオの改宗、および異邦人中の教会開始……………三三九

第一 ルツダおよびヨッベにおけるペトロの奇跡……………三三九

第二 百夫長コルネリオの改宗……………三三九

第三 エルザレムの信徒、ペトロの処置を非難しちこれを賞讃す……………三三九

第四 アンチオキアの教会開始……………三三九

第三項 ヘロデ・アグリッパ第一世、教会を迫害す……………三三九

第二編 聖パウロの事跡……………三三九

第一項 パウロの第一回伝道旅行……………三三九

第二項 エルザレムの教議会……………三三九

第三項 パウロの第二回伝道旅行……………三三九

第四項 パウロの第三回伝道旅行……………三三九

第五項 エルザレムにおけるパウロの就縛……………三三九

第六項 パウロ衆議所に出頭しカイザリアへ護送せらる……………三三九

第七項 カイザリアにおけるパウロの入獄……………三三九

第八項 パウロ、フェストの法廷に出頭す……………三三九

第九項 パウロ、ロマへ出立して難船に会う……………三三九

第十項 パウロ、マルタに漂流しロマに至る……………三三九

## ロマ書

序言	三六七
発端	三六九
第一編 教義上のこと、イエズス・キリストにおける信仰によりて義とせらるること	三九〇
第一項 義とせらるるの必要および性質	三九〇
第一款 人みな義とせらるるを要す	三九〇
第二款 旧約をもつて信仰によりて義とせらるることを証す	三九六
第三款 キリストによる義の充満せること	三九八
第四款 キリストとアダムの比較	三九九
第二項 キリストによる義の道義的結果	四〇〇
第一款 キリストにおける信仰によりて義とせられし人の道義的生活	四〇〇
第二款 墮落者における律法	四〇三
第三款 キリストによりて再生したる人の幸いなるありさま	四〇四
第三項 キリストによる義に対するユデア人の位地	四〇七
第一款 イスラエル人排斥せられしも、神の約束は誠実にしてその処置は正義完全なり	四〇七
第二款 イスラエル人の排斥せらるるは、そのあやまちによれり	四〇九
第三款 イスラエル人にとりての大いなる慰め	四二二

## 第二編 倫理上のこと

第一項 キリスト的生活の勸告	四二四
第一款 キリスト信者相互の義務	四二五
第二款 社会における信徒の義務	四二六
第三款 信仰の弱き信徒に対する方法	四二八
第二項パウロ自身に関する事故	四三〇
第一款 弁解および願望	四三一
第二款 種々の伝言など	四三三
序言	四三五
冒頭	四三八
第一編 コリント信者間の分裂をとがむ	四三九
第一項 分裂の第一原因すなわちこの世の知恵	四三九
第二項 分裂の第二原因すなわち神の知恵をおもんばからざること	四三一
第三項 なおコリント人の争論をとがむ	四三三
第四項 パウロ自己の弁解	四三四
第二編 コリント人の国民生活に関する規則	四三六
第一項 近親相婚者の事件	四三六
第二項 信者間の訴訟	四三七
第三項 婚姻および童貞の身分	四三九
第四項 偶像に献げし供物	四四三
第五項 パウロ、生活上に自由を乱用せざりしことを説	四四三

## コリント前書

き示す…………… 四三

第六項 この理を応用して献身を勧む…………… 四四

第七項 再び供物の問題を説く…………… 四七

**第三編 祭式に関する問題**…………… 四九

第一項 集会の時に避くべき弊害…………… 四九

第二項 靈的賜ものに関する教訓…………… 五一

**第四編 教理の問題すなわち復活のこと**…………… 五七

第一項 復活を証す…………… 五七

第二項 復活に関する難問に答う…………… 六〇

末文…………… 六三

**コリント後書**

序言…………… 六五

緒言…………… 六八

**第一編 パウロ使徒としての勲作および氣質を弁護す**…………… 六九

第一項 パウロの真実をとがめ得る者はあらず…………… 六九

第二項 新約における使徒職…………… 七三

第三項 使徒たる者の苦痛…………… 七四

第四項 使徒たる者の生活…………… 七六

第五項 先の書簡に関して説明を与えコリント人との親睦を全うせんとす…………… 七八

**第二編 慈善を勧む**…………… 八〇

第一項 餼金の方法…………… 八〇

第二項 施しの性質および効果…………… 八三

**第三編 パウロ反対者に対しておのが使徒たることを証す**…………… 八四

第一項 パウロの権力および勞力…………… 八四

第二項 パウロ、おのれを偽教師に比較す…………… 八五

結末…………… 八七

**ガラチア書**

序言…………… 九二

冒頭…………… 九五

**第一編 パウロ自己についての弁駁**…………… 九六

第一項 パウロの使徒たることと、その教えとは神より出す…………… 九六

第二項 パウロの使徒職はペトロおよび使徒たちに認められたり…………… 九七

**第二編 律法ならびに福音についての論難**…………… 九九

第一項 法律にて呪われ、信仰にて祝福を得…………… 九九

第二項 律法のもとにありては未丁年者なるに、信仰およびキリスト教のもとにありては丁年者となる…………… 一〇〇

第三項 律法のもとには奴隸なれども、信仰によりては自由の身なり…………… 一〇三

**第三編 実用的訓戒**…………… 一〇四

第一項 自由を奴隸の身分に變うべからず…………… 一〇四

第二項 特別の報告…………… 一〇六

結末	……………	五〇七
エフェソ書		
序言	……………	五〇九
冒頭	……………	五二二
第一編 聖会の並びなき光榮	……………	五二二
第一項 エフェソ信徒のために感謝し祈禱す	……………	五二二
第二項 神が教会を建て給ひし方法	……………	五二四
第三項 教会におけるパウロの聖役	……………	五二六
第二編 以上の教理より出ずる実用的結果	……………	五二七
第一項 教会一致の必要	……………	五二八
第二項 キリスト教の聖徳は異教人の悪徳に反す	……………	五二九
第三項 家庭における信者の義務	……………	五三一
第四項 信者は雄々しく信仰のために戦ふべし	……………	五三三
結末	……………	五三四
フィリッピ書		
序言	……………	五三五
冒頭	……………	五三八
第一項 パウロ自身の音信	……………	五三九
第二項 実用的勸告	……………	五四〇
第三項 パウロ、フィリッピに遣わさんとする人々を賞賛す	……………	五四三
第四項 偽教師に用心して完徳に進むべし	……………	五四三

第五項 種々の勸告および感謝	……………	五三六
末文	……………	五三六
コロサイ書		
序言	……………	五三八
冒頭	……………	五四〇
第一編 教理の部	……………	五四〇
第一項 キリストおよびその事業	……………	五四〇
第一款 コロサイ人のために感謝し祈禱す	……………	五四〇
第二款 キリストおよびその事業は広大にして無比なり	……………	五四一
第二項 偽教師に対する論難	……………	五四三
第二編 倫理上の実用的勸告	……………	五四三
第一項 信徒一般に関する教訓	……………	五四三
第二項 家庭に関する教訓	……………	五四六
結末	……………	五四七
テサロニケ前書		
序言	……………	五五〇
冒頭	……………	五五三
第一編 パウロがテサロニケ人のためになせしこと、ならびに彼らのこれに応ぜし次第	……………	五五三
第一項 テサロニケにおけるパウロの布教	……………	五五三
第二項 パウロがテサロニケを離れし以後の事実	……………	五五五

第二編 定理的教訓ならびに倫理上の勸告…………… 五二

第一項 道德に関する勸告…………… 五七

第二項 キリスト再臨に関する教訓…………… 五六

第三項 倫理上の種々の勸告…………… 五九

末文…………… 五〇

テサロニケ後書

序言…………… 五一

冒頭…………… 五二

第一編 教理上すなわちキリストおよび世の終  
わりのこと…………… 五三

第二編 倫理上すなわち種々の実用的教訓…………… 五五

結末…………… 五六

牧会書簡…………… 五七

チモテオ前書

序言…………… 五八

冒頭…………… 五〇

第一編 教会のために要求するところ…………… 五〇

第一項 教会のためによく戦うべし…………… 五〇

第二項 祭典につきて守るべき規則…………… 五二

第三項 聖職者の選抜…………… 五三

第二編 聖職者のなすべきこと…………… 五四

第一項 聖職者として教うべきこと、および守るべき行  
状…………… 五四

第二項 種々の人に対する法…………… 五六

第三項 結末の教訓…………… 五八

チモテオ後書

序言…………… 五〇

冒頭…………… 五二

第一編 福音のために恐れなく戦うべし…………… 五二

第一項 キリストに忠実ならんことを勧む…………… 五二

第二項 労苦にかかわらず勇気をふるうべし…………… 五四

第二編 謬説と棄教とを防ぐべし…………… 五五

第一項 謬説に対する処置…………… 五五

第二項 教会の危険の要求…………… 五六

結末…………… 五八

チト書

序言…………… 五〇

冒頭…………… 五二

第一編 よき聖職者の選択に関する教訓…………… 五二

第二編 宣教および牧会の法則…………… 五三

第一項 各階級の信徒の務め…………… 五四

第二項 外界に対する信徒の務め…………… 五五

結末…………… 五六

序言	五七	序言	六三
本文	五八	第一項 患難および誘惑における忍耐を勧む	六三
ヘブレオ書		第二項 活動する信仰の必要	六六
序言	六〇	第三項 みだりに人を教えんとすること、および真偽の知識	六九
第一編 新約は、はるかに旧約にまされり	六三	第四項 悪欲および種々の欠点に対する意見	七〇
第一項 旧新両約における仲裁者の比較	六三	第五項 種々の勧告	七三
第一款 キリストは大いに天使たちにまさり給う	六三	ペトロ前書	
第二款 キリストはモイゼにまさり給う	六五	序言	七四
第二項 旧新両約における司祭職の比較	六七	冒頭	七五
第一款 キリストはその御身をもって旧約の司祭にまさり給う	六八	第一編 キリスト信徒の特典およびその要する聖徳	七五
第二款 キリストはその司祭職の執行をもって旧約の司祭にまさり給う	六三	第一項 信徒の賜わりし恵みを神に感謝す	七六
第二編 道義的勧告	六八	第二項 神の恵みに応じて生活すべし	七八
第一項 一般にわたる勧告	六八	第二編 世間における信徒およびその主なる義務	八〇
第一款 信仰を保ちて棄教の念に遠ざかるべし	六八	第一項 神のおほしめしによれる社会上の制度に服すべし	八二
第二款 旧約時代の英雄の信仰の例	六九	第二項 信徒一般に対する教訓	八三
第三款 既往の教訓を信者の現状に応用す	六三	第三編 キリスト諸教会の内面の生活に関する	八三
第二項 特別の教訓	六六		
第一款 社交的義務	六六		
第二款 宗教的義務	六七		
結末	六八		
公書	六九		
ヤコボ書			

勸め	六五四
第一項 現に守るべき行状	六五五
第二項 牧者および信徒に関する特別の勧告	六五八
結末	六五七
ペトロ後書	
序言	六六八
冒頭	六六〇
第一項 ますます徳行を積むべき必要およびそのゆえん	六六〇
第二項 偽教師に対すること	六六二
第三項 キリストの降臨および世の終わり	六六四
ヨハネ第一書	
序言	六六七
冒頭	六六九
第一項 神は光にてましますば、われらは光の子として生活すべし	六六九
第二項 神は義にてましますば、われらは義によるべし	六七三
第三項 神は愛にてましますば、われらは愛を有せざるべからず	六七五
第一款 愛の起源、効果および印	六七五
第二款 イエズス・キリストにおける信仰およびその尊き結果	六七七
結末	六七八

ヨハネ第二書	六八〇
序言	六八〇
本文	六八一
ヨハネ第三書	
序言	六八三
本文	六八四
ユダ書	
序言	六八六
冒頭	六八八
本文	六八八
結末	六九〇
黙示録	
序言	六九二
発端	六九四
第一編 七教会に送る書簡	六九五
第二編 出現の書	七〇〇
第一項 七封印の巻物	七〇〇
第一款 予備の出現	七〇一
第二款 小羊および七封印の巻物	七〇三
第三款 六封印解かる	七〇三
第四款 中間の二つの出現	七〇五

第二項	七つのラツバ	七〇六
第一款	予備の出現	七〇六
第二款	初めの六つのラツバ	七〇七
第三款	第七のラツバに先立てる中間の二出現	七〇九
第四款	第七のラツバ、神の国を報ず	七一
第三項	神の勝利に帰すべき戦いを示す七つの印	七二
第一款	婦人および龍	七二
第二款	海より起こる獣	七四
第三款	地より起こる獣	七五
第四款	小羊および童貞者	七五
第五款	三つの天使、神の宣告を伝う	七六
第六款	人の子および刈り取り	七七
第七款	禍いを有せる七つの天使	七八
第四項	七つの器	七八
第五項	大いなるバビロネの処罰	七九
第三編	キリストおよび聖会の決勝	七九
第一項	キリストの決勝	七九
第二項	教会の決勝	八〇
末文		八〇
<b>付録</b>		
(1) 辞解		八三
(2) 主日および祝日のミサで奉読される書簡と福音		(一)
(3) 四福音書和合表		(六)
(4) 主要な引証		(二〇)